

## 令和3年8月銚子市教育委員会定例会議事録

### 1 日 時

令和3年8月24日(火)

午後3時00分 開 会      午後3時20分 閉 会

### 2 場 所

銚子市役所議会棟2階 全員協議会室

### 3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	枡 崎 継 雄
委 員	安 藤 清
委 員	八 角 憲 男
委 員	伊 藤 晴 美

### 4 出席職員

学校教育課長	宇野 聡	社会教育課長	石田 智己
学校教育課長補佐	本田 拓二	教育総務室長	石毛 秀明
学校教育室長	古澤 孝男	指導室長(兼小児言語指導センター所長)	網中 昭仁
学校給食センター所長	高木 利雄	青少年指導センター所長	野尻 孝
生涯学習室長(兼青少年文化会館長)	高森 良文	市民センター所長	植木 康之
公正図書館長	飯島 育子	スポーツ振興室長(兼体育館長)	宮内 明
文化財・ジオパーク室長	赤塚 弘美	銚子高等学校事務長	岩船 等

### 5 議題等

議案第20号 令和3年度銚子市一般会計(教育費)補正予算要求について  
議案第21号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について  
議案第22号 銚子市教育基本方針の変更について  
報告第1号 銚子市文化財保存等事業補助金交付要綱について

### 6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、令和3年8月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

7月27日に開催いたしました令和3年7月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、八角委員、安藤委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第20号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第20号「令和3年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求」について、ご説明いたします。「令和3年9月補正予算総括表」をご覧ください。今回の教育委員会の要求分は、債務負担行為1件となっております。

債務負担行為につきましては、年度当初から契約の履行が必要な経費ですが、契約事務に時間を要することから、令和3年度中から契約事務を始められるようにするためのもので、「春日小学校管理棟・普通特別教室棟統合大規模改造建築設計業務委託」を設定しようとするものです。以上で、令和3年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第20号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

**【教育長】**

挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり承認することと決しました。

**【教育長】**

続きまして、

日程第3 議案第21号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

**【教育長】**

提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

議案第21号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」ご説明いたします。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされております。

報告書は、1ページに概要を述べ、2ページから22ページまでは、事業ごとに目的・内容・令和2年度の実施状況・今後の課題等・教育委員会の評価を、23ページから25ページまでに学校等及び社会教育施設等の概要、現状・課題・教育委員会の評価についてを記述し、最後に千葉科学大学副学長・薬学部教授の細川正清(ほそかわ まさきよ)氏による学識経験者の意見を掲載いたしました。内容につきましては、7月に開催した委員協議会で協議していただいた結果、この度、配付させていただいた報告書の内容となっております。今後の予定でございますが、本日の報告書についての議決をいただきました後に、9月の市議会に提出し、同時に銚子市教育委員会のホームページで公表させていただくという予定になっております。以上で、議案第21号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**【教育長】**

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

**【教育長】**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【教育長】**

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第21号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** (挙手)

**【教育長】**

挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして日程第4 議案第22号を議題といたします。  
議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第22号「銚子市教育基本方針の変更について」ご説明いたします。

現在の銚子市教育基本方針は、銚子市総合計画「銚子市ルネッサンス2025」を基に平成28年2月に策定済みのものであります。その後、平成31年3月に新たな銚子市総合計画が策定されたことから、今回これを基に銚子市教育基本方針の見直しを行うこととしました。基本方針(案)につきましては、事前にご覧いただき、ご意見等をいただいております。それを反映させたものとなっております。現行の基本方針からの修正箇所一覧も配付しましたので、参考としてご利用ください。

なお、変更後の銚子市教育基本方針を基に、銚子市教育大綱の更新も行う予定となっていることを申し添えます。以上で、議案第22号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

事前にご覧いただき、これに対するご意見もいただいたということですので、よろしいでしょうか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第22号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第5 報告第1号について、所管課長から説明をお願いします。

**【社会教育課長】**

報告第1号「銚子市文化財保存等事業補助金交付要綱について」ご説明いたします。市の教育委員会では、これまで文化財指定を受けた文化財の保存・修理などの事業に対しまして銚子市文化財保護条例第9条第1項の規定に基づいて所有者等に予算の範囲内でその一部を補助しています。令和2年9月に企画財政課財政室が補助金適正化ガイドラインを策定しています。併せまして、補助目的や執行手続きを明確化するために補助金の交付要綱を整備するよう指示がありました。そのため、文化財保護への補助要綱が未整備であったことから、この度「銚子市文化財保存等事業補助金交付要綱」を定めました。補助要綱の対象は文化財保護法及び千葉県文化財保護条例、銚子市文化財保護条例に基づき指定または登録原簿に登録された本市に所在する文化財です。また、対象となる事業は文化財の種別ごとに必要な保存や管理、整備で、国及び県の補助要綱等と整合性を図っています。なお、今年度から実施します千葉県指定有形文化財猿田神社本殿保存修理事業も本要綱に基づきまして補助金のほうを交付いたします。以上で説明を終わります。

**【教育長】**

以上で説明は終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

**【伊藤委員】**

まだ全部に目を通していないのですが、これが認められたことによって、より一層補助しやすくなったということですか。

**【社会教育課長】**

今申し上げましたとおり、やはり補助金を出すにあたりまして、要綱をまずきちんと整備をする。これが大前提というようなことだと思います。

**【伊藤委員】**

今まで無かったんですか。

**【文化財・ジオパーク室長】**

これまで、市の補助要綱は整備されておりましたので、これまでの状況を踏まえて、制度化したものになります。

**【伊藤委員】**

これは、きちんとしたということですよ。

**【文化財・ジオパーク室長】**

これまで、銚子市文化財保護条例に費用の一部を補助することができるというような条文が設けてありました。それを、どの事業を対象に、補助額はどれくらいということを決めたので、今までよりもきちんと制度化したということになります。

**【伊藤委員】**

保護しやすくなったんですか。

**【文化財・ジオパーク室長】**

補助要綱を定めたのは、透明性の確保というところもありますが、どうしてこの事業には補助しなければならないのかということ、今まで定めておりました。定めたことにより、透明性を持たせて、財政室に予算要求する時にもこの要綱に基づ

いて予算要求ができるので、要綱を整備してプラスになったと考えております。

【教育長】

よろしいですか。

【伊藤委員】

はい。プラスになったのであれば。

【教育長】 閉会宣言 午後3時20分

以上をもちまして、令和3年8月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年9月24日

署名委員 八 角 憲 男

署名委員 安 藤 清